

清田育宏鎌ヶ谷後援会 会則

- (名称)
第1条 この会は、清田育宏鎌ヶ谷後援会と称する(以下「本会」という)。
- (目的)
第2条 本会は、清田育宏選手のプロ野球活動を応援し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- (会員)
第3条 本会の会員は、本会会則の主旨に賛同したもので、入会を希望するものとする。
家族会員は、本会に入会を希望する家族を対象とする。
本会に入会するものは、次の会費を納入し会員の資格を有するものとする。
一般会員年会費 3,000円
家族会員年会費 5,000円
- (事業)
第4条 本会は、第2条の目的を達するために次の事業を行う。
1. キャンプ及び公式戦応援ツアーなどの開催
2. 激励会などの開催
3. 清田選手の情報の発信
- (役員)
第5条 本会に、次の役員を置く。
会長 1名
副会長 若干名
幹事 若干名(事務局・会計を含む)
監査 2名
- (役員を選任)
第6条 役員は、幹事会において選任する。
- (役員の任期)
第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (幹事会)
第8条 幹事会は会長、副会長、幹事をもって構成し、会務の執行に必要なすべての事項を審議し決定する。但し、必要に応じては、関係者の出席を要請することができる。
- (会計)
第9条 本会の経費は会費、寄付金、その他臨時の会費をもって充てる。会計年度は、毎年12月1日より翌年の11月30日までとする。
- (総会)
第10条 総会は、役員をもって1年につき1回実施する。
- (脱会)
第11条 本会の会員になったものが、継続会員として新年度に入り、当該年度の12月末日までに会費の納入がなかった場合は、会員資格が消滅し、脱会したもとして扱う。
- (入会の取消)
第12条 本会の入会を承認した後であっても、本会が会員として不適切であると認めた場合、事前に通知することにより、その会員資格を取り消すことができるものとする。
- (事務所)
第13条 この会の事務所は、下記に置く。
千葉県鎌ヶ谷市南初富5-1-5-205
- (附則)
本規約は、2010年12月1日から施行する。

■ 入会お手続きについて ■

お手続きについて、入会申込書は郵送または、FAXでお願いします。年会費はゆうちょ銀行へお振込みお手続きをお願いします。なお、『払込取扱票』は、下記を参考にご記入願います。

活動内容、年会費、後援会会則等の内容をご確認ください。



入会申込書に必要事項をご記入ください。



郵便局(ゆうちょ銀行)で年会費をお振込みください。

郵便局からお手続きをする場合・・・

ゆうちょ銀行 記号10520 番号59208721

他金融機関からお手続きをする場合・・・

ゆうちょ銀行 店番号058 普通口座 □座番号5920872
□座名 キョタイクヒロカマガヤコウエンカイ

個人会員：3,000円
家族会員：5,000円



入会申込書を郵送で送付される場合・・・

【送付先】

〒273-0123

千葉県鎌ヶ谷市南初富5-1-5-205

清田育宏鎌ヶ谷後援会事務局

入会申込書をFAXで送信される場合・・・

【FAX番号】

047-412-2211



事務局より入会記念品を送付させていただきます。

お願い：入会お手続き後、後援会より記念品が届かない場合はお手数ですが事務局宛にご一報くださるようお願い申し上げます TEL 047(412)2211(19時~22時)
E-mailでのお問い合わせは当会のホームページ<http://www.kiyota1.com>よりお願いいたします。